

## 新たな文化振興基本計画骨子(案)に対する各委員からのご指摘一覧 ※新しい骨子案に対するご意見

委員名	NO	ご指摘の内容	市の対応
弘本委員	1	◆新しい骨子(案)で記載される基本的な考え方を進めるためには、現在示されている施策に対する取組だけでは不十分ではないか。新しい計画の施策に対する取組は、これまで行ってきた事業を整理しただけで、新しい仕掛けなどが無いと到底達成できるものではないと感じる。	◆本市の総合計画や地方創生の総合戦略においても文化は個性を表す重要な要素であると認識しており、 <u>他とは異なる個性を磨く上で、文化振興基本計画を重要な位置付で考えています。</u> これらの考え方をもとに骨子(案)で示している『 <u>2 新たな文化振興基本計画に当たっての基本的な考え方</u> 』の内容は、 <u>新しい考え方を示しています。</u> 今後、この考え方を組織に広く浸透する中で、 <u>新たな取組等が実施されていくと考えています。</u> 特に、国において地方創生に対する新しい枠組みでの交付金が創設されるなどの状況を受け、本市でも新たな試みが生まれつつある状況です。こういった新しい文化の取組なども計画の取組として位置付けていきたいと考えています。
山西委員	2	◆政教分離という視点から、芦屋神社の鳳輦などの取組を記載することに問題はないのか。	◆芦屋神社におかれましては、市の指定文化財を保有していることや、 <u>地域の文化とも密接に関連した神社であることから、芦屋の文化において切り離す扱いは難しく、表現に問題はないと考えます。</u>
姉川委員	3	◆この資料の中では、情報拠点・情報発信に関する件について。芦屋市は阪神間の中では歴史が浅く、精道村が発足してわずか126年、そのような歴史の浅い芦屋市にとってこれまでの歩みの資料を残して置くことが今後の芦屋市に欠かせない大切な事だと感じている。しかし、現在の芦屋市においては歴史・文化について保存しておくシステムがない。美術博物館・図書館・元三条小学校での遺跡物置き場？がその役目を担っている部分があるかもしれませんが全く不十分である。長期を見据え、芦屋の将来を考えた文化振興の政策を望む。	◆まず、 <u>文化財については文化財保護法の中で保存について厳しく取決めがなされており、法に基づいて対応しています。</u> 委員ご指摘の点につきましては、 <u>歴史・文化の継承は非常に重要なことであると認識しておりますが、具体の対策においては、物そのものの価値を見極めつつ、市が所有する施設のスペースや、維持保存に要する財源等を考慮しながら対応したいと考えます。</u>

# 新たな文化振興基本計画の骨子(案)

## 1 総合計画・総合戦略における文化政策の位置付

### 第4次芦屋市総合計画後期基本計画[文化政策に関連する重点施策]

- 2-1-1 芦屋の文化を見つめなおし、個性豊かで幅広い芦屋文化をまちの魅力として広く発信します。
- 2-1-2 芦屋の文化を身近に感じ、守り、次の世代に継承できる取組を進めます。
- 2-1-3 市民が主体となって活躍する知の循環型社会の構築を目指します。
- 2-1-4 地域の情報拠点として、公立図書館を充実させます。
- 2-2-1 多様な文化を持つ人々との交流を促進し、お互いの理解を深めます。
- 2-2-2 外国人住民が安心して暮らせる共生のまちづくりを進めます。
- 4-2-1 子ども・若者が将来の夢や希望を持てるよう支援します。
- 4-3-2 地域と連携した子どもたちの居場所づくりの充実を図ります。

### 芦屋市創生総合戦略[文化政策に関連する重点施策]

- 【基本目標1】安全・安心で良好な住宅地としての魅力を高め、継承する**
- ① 芦屋らしい美しい景観をまもる・つくる・そだてるため、景観誘導施策を更に進めます。
  - ② 芦屋の文化を見つめなおし、個性豊かで幅広い芦屋文化をまちの魅力として広く発信します。
  - ③ 本市の住宅都市としての魅力発信につながる情報提供に努めます。
  - ④ 市民が主体となって活躍する知の循環型社会の構築を目指します。
- 【基本目標2】若い世代の子育ての希望をかなえる**
- ① 地域と連携した子どもたちの居場所づくりの充実を図ります。
  - ② 子ども・若者が将来の夢や希望を持てるよう支援します。

## 2 新たな文化振興基本計画作成に当たっての基本的な考え方

◎ 文化は、人々の潤いや生きがいとなり豊かな生活を送る上で不可欠な要素であるとともに、文化が持つ力(感動をもたらす、活動を通じた人のネットワーク化・居場所の創出、まちの魅力創造、発信力による施策推進効果)は、社会の基盤形成や産業活動の発展などに大きな役割を担い、都市の発展に寄与することから、文化政策の推進にあたっては、福祉や教育などとの政策間連携や戦略的まちづくりを図った施策展開を基本とする。

## 3 新たな文化振興基本計画の体系

